三重県土地家屋調査士会
境界鑑定・管理委員会運用規程

（会則の適用）

第１条　この委員会は、会則第54条に定める委員会として運営する。

（委員長及び副委員長）

第２条　委員長及び副委員長は各１名とする。

（特別委員）

第３条　この委員会は必要に応じ、特別委員に出席をもとめることができる。

（実施委員の選任）

第４条　実施員は委員会の決議により会員中より選任する。

（委員の兼務）

第５条　委員は実施員を兼ねることができる。

（研修）

第６条　委員及び実施員となるものは、委員会の指定する研修を受けなければならない。

（業務取扱の規範）

第７条　委員及び実施員は、その業務の実施にあたっては、会の定める調査・測量実施要領及び作業マニュアルに準拠して行わなければならない。

（業務の限度）

第８条　実施員はその業務の実施にあたっては、客観的に存在する不動産登記法上の筆界の発見に努めるものとし、その業務の範囲内でこれを行う。

（業務実施要領）

第９条　境界鑑定・管理実施要領は別途定める。

（改廃）

第10条　この規程の改廃については、理事会の決議とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２６年２月１９日から施行する。